

都道府県においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の要請・命令の判断に際し、当該判断が社会通念上妥当といえるか十分考慮を行うこと。

事務連絡
令和3年4月9日

東京都
京都府
沖縄県 知事 殿

甲第 50 号証

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

要請・命令に際しての適切な判断の在り方について

今般、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に貴都府県が含まれることとなったところ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第31条の6第3項の命令及び法第45条第3項の命令は行政手続法（平成5年法律第88号）の不利益処分に該当するものであると考えられることから、感染防止措置を講じる上では下記の点に留意すること。

記

法第31条の6第1項の要請及び同条第3項の命令の判断に際しては、業態のクラスター発生状況・対象施設等の実態・重点区域の感染状況等に係る事実を十分把握の上、当該判断が社会通念上妥当といえるか十分考慮を行うこと。

法第31条の6第3項の命令及び法第45条第3項の命令については、令和3年2月12日付け事務連絡において「正当な理由がないのに要請に応じない個別の者に対して行うこと」、「特に必要があると認めるとき」に行うこと、「学識経験者への意見の聴取」を経て行うこと、指導・助言や文書による事前通知を経た上で行うこと等を示したところであるが、

- ①まん延を防止するため「特に必要があると認められる」との評価について合理的説明が可能であるか
- ②個別施設に対して要請や命令を行う判断の考え方や基準について合理的説明が可能であり、公正性の観点からも説明ができるものになっているか

といった観点からも検討を行うこと。